

官民競争入札等監理委員会
第200回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第200回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成29年9月29日（金） 9:56～11:56

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 実施要項（案）について
 - 防衛省／市ヶ谷地区施設管理業務（平成30年度開始）
 - （国）日本原子力研究開発機構／大型計算機システム等の運用業務、基幹ネットワークシステム等の運用業務、情報セキュリティ対策システム等の運用業務
3. 契約変更（案）について
 - 日本年金機構／国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について
4. 民間競争入札の入札結果等について
 - 農林水産省／近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等について
5. 第14回地方公共サービス小委員会中間報告について
6. その他【非公開】
 - 終了プロセスについて
7. 事業者ヒアリングについて
8. 閉 会

○稲生委員長 それでは、定刻まで少しございますが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

冒頭のご挨拶、お願いします。

○福島事務局長 今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。本日、表題にありますように200回目の監理委員会ということで、節目ということですので、冒頭、少しお時間をいただきます。本日は、各小委員会での審議の結果についてご審議いただくこととなりますが、それに加えて、やや中長期的に、この監理委員会での案件処理の方向性についてもご議論いただきたいと思います。本日も議題の6とか7、このあたりは、昨年のあり方検討会の検討結果なども踏まえて、審議案件の終了プロセス等について中長期的な視点で考えていこうというものです。審議案件につきましては、書面審査の件数が非常に多くて委員の先生方にご迷惑をおかけしている点でございますとか、あるいは新規案件が毎年何件かは入ってきておりますけれども、次第に、なかなか卒業ができない難しい案件がたまってきていて、数年後にはそういう案件が大宗を占める可能性が懸念されるということも踏まえまして、それらが今後どのように推移するかについて事務局の方で検討しております。まだ中間の段階でございますが、本日、少しご報告し、次回以降の監理委員会で委員の先生方にご意見、お考えなどをいただきたいと思います。

それから、7番目の事業者ヒアリングにつきましては、審議案件を卒業させていくという話しではなくて、新しい案件を拾ってくるという話しでございます。官の仕事を民に移していくという意味での新しいタマがなかなか出てこないという状況の中で、既に民間事業者に委託しており1者応札になっているもの等、入札に問題があると思われる案件を主として取り上げているというのが現状ですけれども、一方で、世の中の新しい動きもいろいろ起こっており、そういうものを踏まえて、あらためて官から民への移行という観点を探してみようというものです。まずは事業者ヒアリングをやって、すぐに何かに結びつくということにはならないかもしれませんが、こうした勉強を蓄積していくことも必要かと考えておりますので、こちらの方もお聞きいただければと思います。

私の方からは以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。今ご紹介ありましたけれども、本日は議題7までということでございますけれども、議題6につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたしたいと思っております。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について、2件のご審議をお願いしたいと思います。

実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づいて、入札監理小委員会で審議を行ったところでございます。質疑は、2件のご説明、まとめてお話しいただいた後に、あわせて行うことといたしたいと思っております。

それでは初めに、「防衛省／市ヶ谷地区施設管理業務」について、古笛主査よりご説明を

お願いしたいと思います。お願いいたします。

○古笛委員 小委員会Aの古笛からご報告させていただきます。

本件につきましては、まずカラー刷りの、市ヶ谷地区における施設管理業務の概要（案）をごらんください。防衛省市ヶ谷地区施設管理業務についての審議の結果です。

本業務は、ご存じのとおり、市ヶ谷地区の各施設、防衛省・自衛隊が所在する施設の管理業務、統括管理・各設備の保守点検業務、運転・監視及び日常点検業務（その1）（その2）、清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務、警備・受付業務という、この一連のものです。実は、今回のものは事業期間としては3年間、市場化テストとしては4期目です。

同じくカラー刷りのものですが、参考資料、防衛省市ヶ谷地区における施設管理業務に係る契約状況等の推移をごらんいただけたらと思います。23年から25年の1期、26年から28年の2期、3期が29年から30年3月までの1年間限りのもの、今3期が継続中でして、今回は4期のものについての審査ということになります。1期及び2期が11業務を包括化していましたが、そこが代表企業アズビルとする共同体だけの1者応札ということで、3期目は1年間として、なおかつ業務を3分割して、競争性を確保すべくどのように工夫すべきかということを外部に委託して検討していたということです。

防衛省・自衛隊の所在する市ヶ谷地区の各施設というのは、危機管理官庁の中核として不断に機能する必要があるため、この特性を踏まえつつ、必要な執務環境を確保し、各種任務が迅速かつ適正に実施されるよう各業務を実施することを目的としていると。少し特殊なものですので、一般の施設管理とは違うという点なども注意しながらということになりました。

もともと本件の選定の経緯ですけれども、官民競争入札等監理委員会、19年3月23日における施設・研修等分科会の当面の進め方の議論を受け、国の行政機関が所有する一般庁舎等の施設の管理業務を包括的な業務として一本化する提案を依頼。防衛省において検討していただいた結果、平成22年度公共サービス改革基本方針において選定された事業ということです。

事業の評価等を踏まえた対応なんですけれども、現在は3期の事業が実施中で、まだ評価を得ていませんので、第2期事業の評価及び第3期事業の実施要項案の審議を踏まえた上で検討させていただきました。

本事業の実施状況自体は特に問題もなく、良好なんですけれども、やはり1者応札が続いているということで、競争性の確保という点に課題があるということで、改善策を検討していただいています。それにつきましては、対応としては、企画書作成期間を延長する、1カ月から1.5カ月に延長すると。これは3期のほうから、もう既に実施しているところです。さらには、競争参加資格を緩和。1期、2期としてはA等級だけに限っていたものを、AまたはB等級ということで、これも3期からの承継ということになります。それから、有資格者の条件緩和。従来は第1種電気工事士という資格を全員所有ということから、1名所有ということで緩和していると。これも3期からの承継ということです。さらに有資

格者の条件緩和ということで、運転・監視及び日常点検業務の業務従事予定者全員の名簿及び保有資格一覧表の提出を求めていたところ、責任者相当のみの提出でよいということに変更しているということです。さらには、一番大きな違いというのが業務範囲の見直しという点で、1期、2期は11業務であったものを、3期では3分割だったんですけども、4期では11業務を5区分にして調達するということではどうかということを検討しているところです。

その他の修正案としましては、業務期間、3期は特殊だったので1年にしたんですけども、4期ではまた3年間へということに変更しています。また、業務範囲を見直すことによって、個々の統括管理業務というものを廃止して、市ヶ谷地区施設管理業務全てを取りまとめる統括管理業務を新設ということにしています。これを掌握するために総括業務責任者を新設ということです。さらに、対象施設が増えている点、あるいは点検保守業務が、監視カメラの更新が完了したために増えている点、逆に純水装置再生業務が減っていると、コジェネ設備が廃止されたと、このような違いというのが4期ではあるところです。このような4期の実施要項（案）について検討させていただきました。

まず調達範囲の見直しについてなんですけれども、論点としましては、運転・監視等業務についても、やはり業務規模が大きいというために複数社応札を狙い、分割することについては今回理解しているんですけども、警備・受付業務についても第3期事業において1者応札であったということで、さらに分割ができないかなどということも防衛省のほうに確認をさせていただきました。第4期においては、業務準備期間を第3期より長期間確保するという、あるいは第3期と同様に、JV、企業共同体の参加であれば、事業者側の人員確保に一定程度が期待できるということも踏まえ、第3期においては説明会に参加していただいた業者さんが8社あったということから、現状のご提案のとおりで実施したいということで、これについては納得ができたということでした。

本件事業について5分割で実施する案4ということなんですけれども、これも資料をごらんいただけたらと思います。「市ヶ谷地区施設管理業務の業務範囲における検討」ということですが、これが外部に依頼して検討していただいた結果と第3期応札状況を踏まえたものということです。この中で、1枚目、2枚目に、どのように考えるかということなんかのご説明があって、3枚目から、案1、案2、案3、案4ということで、いろいろな案を検討していただいた結果、やはり第4案というのが一番いいだろうということで、今回ご提案いただいているというものです。本件事業を5分割で実施する案4以上にいい案が出せるかという、委員のほうからも、なかなか難しいかなと、案4が一番いいのではないかとということで、防衛省においていろいろ試行錯誤、1年間かけて、外部委員も含めて検討していただいた結果なので、案4でいいのではないかという意見でした。従来は11業務を一括化して1者応札が続いたと、それで3分割にして、今回は5分割ということなので、いろいろ防衛省において試行錯誤していただいている結果なので、案4で1者応札が改善できればというふうなご意見をいただいています。

本件について、パブリックコメントも実施しました。平成29年8月4日から8月17日まで実施したパブリックコメントにおいては、1者から1件の意見が寄せられましたが、統括管理業務については、市ヶ谷ということもあって公務員で行ったらどうかということで、実施要項の修正には至らなかった意見でした。小委のほうとしては、この第4案を踏まえた4期に期待したいという意見でした。

以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。

続きまして、「日本原子力研究開発機構／大型計算機システム等の運用業務、基幹ネットワークシステム等の運用業務、情報セキュリティ対策システム等の運用業務」について、石堂主査よりご説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○石堂委員 それでは、私のほうからご報告させていただきます。原子力開発機構のシステム関連のものということでございまして、資料2-1に沿ってご説明したいと思います。

事業の概要でございますけれども、平成24年に、この原子力開発機構のシステム2つについて市場化テストの導入ということが決定されました。その後、行政レビューのほうから指摘がございまして、それに沿って、この2つの事業を統合する形でやっていくということで、24年度からやってまいりました。それが27年度から、第1期ということで市場化テストにかかっているということでございます。

ここで、添付されておりますポンチ絵をちょっとごらんいただきたいと思うんですが、2枚物のポンチ絵になっておりますけれども、最後のページをごらんいただきたいと思えます。「原子力機構基幹情報システム運用支援業務の内容」という表題がついていますが、この上段右側にあるのが、いわばシステムの全容ということで、この姿で27年度から行われてきたということでございます。ただ、そのうち右側に赤線で区分してあります量子科学技術研究開発機構の部分がございまして、28年4月に設置法の改正がございまして、この部分は量子科学機構のほうに移管されたということで、その左側の部分が現在の状況となります。そして、ごらんいただきますように、各囲みの左上に、セキュリティシステム、また大型計算機システム、ネットワークシステムと3区分になっておりまして、後ほどご説明いたしますけれども、今回は——次回はといいますか——この3区分に分けた形で事業を展開していきたいということでございます。その3区分が、カラーページの1枚目に戻っていただきますと、最初のページに、大型計算機システムの運用の概要、次のページにセキュリティ、またネットワークの概要ということで図がついているということでございます。

また資料2-1に戻っていただきますが、本件につきましては、本年5月に、小委員会において評価が行われまして、監理委員会にもその報告がなされております。この際に原子力開発機構さんのほうからは、質の確保もできているということと、それから経費面でも、セキュリティーレベルがだんだん上がるもので、前期に対してかなりの増額にはなっただけけれども、その要素を取り除けば、ほぼとんとんか、むしろ下がっているくらいだと思

うという報告がございまして、終了プロセスに移行したいという希望でございました。ただ、小委員会といたしましては、これがずっと同一業者による1者応札が続いているということで、競争性について問題があるということと、コストにつきましても、そのセキュリティレベルのアップによる増がどれくらいであって、ならばそれ以外のところは減っているのかということについての検証が不足しているということで、引き続き市場化テストの範囲内でやっていっていただきたいということを結論として出しました。

その下にあります2の論点ですけれども、結局、専門性の観点を踏まえた事業範囲の見直しということと、実施業務内容のより一層の具体化ということ、この2つによって、応札者の拡大に向けた新たな取り組みを行う必要があるということが5月の時点の評価で示されたところでございます。

それに従いまして原子力機構さんのほうでも、その下の対応であります。まず①の、事業規模を1事業から3事業に分割するという対応していただきました。これにつきましては、やはり今行われている事業について、入札には参加しなかった業者、入札説明書だけ持っていった業者にヒアリングしたという結果が残っておりまして、全体としては30人くらい、相当専門性の高い技術者をそろえなければだめなので、自分のところではとても無理だという声がありました。分割して、そういう声をすくいとっていきたいということでございます。それからまた、①の後段でありますけれども、柏地区事業を廃止することで、茨城地区の1拠点に業務を集中させるという効率化を図ったということであります。それから2番目に「業務内容の『支援』を削除することで」とございますが、これは、従来は運用支援業務という用語を使ってまいりましたが、これは事業主体がやる運用と、それから受注者がやる支援というふうに、どこに境界線があるか紛らわしくなるおそれがあるということで、運用業務そのものであるということを明確化したということでございます。それから、③に「一部業務について、技術者の業務経験年数を緩和した」とありますが、これは、第1期におきましては全て何年以上の実績を必要とするという書き方だったんですが、今回は、幾つかのものにつきまして何年以上が望ましいという表現にしまして、若干の許容範囲を持たせて緩和をしたということでございます。こういった見直しの内容を含んだ実施要項が原子力機構さんから提示されたということでございます。

これは継続案件ですので、3にありますように、小委員会の審議に先立って意見募集が行われましたが、意見、質問はともに1件もなかったという結果でございました。

4番目の実施要項の審議結果でございますが、9月1日に小委員会が開催されまして、そこで審議が行われております。先ほどの2の事業評価を踏まえた対応のところにありますように、専門性の観点を踏まえた事業範囲の見直し、これにつきましては、原子力機構さんのほうが3分割してきたということで、対応がとられたというふうに理解しまして、小委員会では、その後段の実施業務内容のより一層の具体化の部分に焦点を当てて審議が行われたということでございます。

裏面にその内容がございまして、実際上は用語の定義とか言葉の使い方についての明確

化ということでございました。①などは、「非定常」という言葉と「定常外」、ほぼ同じ意味だろうというものが要項の中に両方使われていることについて、その用語の意味を統一したということでもあります。2番目の画像処理に関する項目、これは私はちょっと専門外なんですけれども、非常に専門性の高い分野ということで、項目表記を明確化する必要があるだろうということで、それを追記させていただきました。3番目の大型計算機システムというの、実はこの案件の中にはスーパーコンピューターも登場いたしまして、それと別に大型計算機システムという表現が出て、同じものなのかどうかということで、これは違うということで、それでは大型計算機システムとはどういうものなのかということをしちんと定義して、区分を明らかにしたということでございます。

4番目の、業務に従事する要員数と業務に必要な資格の記載の再検討ということでございますが、これは機構さんのほうで、運用に当たる人間に対して、その経験年数に応じてクラス分けをしております。Aクラス何人、Bクラス何人というふうに人数を決めておるんですが、より上位の者を増やすことで下位の人数を減らすというような、一定の応用動作がとれるように再検討いたしまして、その部分を修正し、業者さんのほうが入ってきやすくする施策をとったということでございます。⑤の特記事項における「安全性」の表記の再検討とありますが、これは要項において作業の安全性というのは通常、いつでも出てくるんですけれども、この事業は原子力という言葉が1つ入っている仕事なものですから、何か放射能関係の特別な安全性が要求されるのかというふうに、新規に入ってくる業者にとっては非常に不安な要素になりかねないということで、機構さんに確認いたしました結果、これはごく一般的な労働安全衛生法に準拠した、機構の内規を守っていただければいいということだということで、その辺を修正したということでございます。

以上、いささか細かく見えますけれども、いずれも、新規の業者が入ってくるときに、意味がはっきりしない、あるいは不安に感ずるという要素を取り除いたということで、この3区分された事業内容で複数の応札者が来るように頑張っていきたいということでございます。ただ、先ほど申しましたように、意見募集に1件もなかったということは、ちょっとまだ業者さんのほうの関心が低いのかなということでございますので、原子力機構において、今後ホームページ等でこの事業についてアピールしていただいて、やっていきたいということでございます。

私からの報告は以上でございます。

○稲生委員長 ご説明ありがとうございました。ただいま説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石堂委員 先ほどの市ヶ谷のほうですけれども、これはやはり全体、非常に大きいもので、いろいろなものが入っているということで、あちこちでちょっと問題点が指摘されまして、私も事業レビューなんかでやった経験があるんですけど、今回の5区分については、やはり自衛隊、防衛省本体の本来業務である国の防衛ということに関係の深い部分、それ

以外の部分というあれから見ても、非常にうまい区分けになっているなというふうに思いましたので、ぜひこれでやっていただきたいというふうに思います。

○稲生委員長 わかりました。

○井熊委員長代理 教えていただきたいんですけど、この市ヶ谷の案件で、業務範囲における検討という資料があって、そこの中で、分割化による官側の調達コスト、業務コストが発生する懸念があるということで、細かくすれば競争性は高まるけれども、やはりちょっとそういう統括のコストとかが上がってしまうとかいうようなことがあるんですが、こういうことも踏まえた上でこの案4というのをやると、その辺を回避できるという、そういう検討結果だったということでもよろしいですか。

○古笛委員 ほんとうに防衛省さん、いろいろ試行錯誤されていまして、この3期の1年間というのも、どうしたら競争性が確保できるかということで、防衛省さんの中だけではなくて外部の専門家にもいろいろ、ここにあるとおり、事業規模はどうだろうか、期間はどうか、業務範囲はどうだろうかということでいろいろ検討していただいた結果、もともと包括化して合理化しようと思ったほうがうまくいかなかったと。3分割したけれども、それでもやっぱりだめだったのということで、5分割にして全体を統括するというような形でやるのが一番合理的にいけるのではないかとということで今回出てきたということで、4期のほうはそれに大きく期待できたらなというようなところでした。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○稲葉委員 基本的にこういうお考えでいいんじゃないかなとは思いますが、若干わからないところがあります。前者と後者、ある意味で正反対のような気がしているんです。前者のほうは、ご説明の中に、事務内容が若干特殊性のあるというふうなお話でしたが、確かに防衛省の施設を管理するのが特殊かどうかというのは、そのところがあまりよくわからなくて、一般的に言えば、こういう施設管理というのは、こういった市場化をする前は官の人たちがやっていたわけで、そんなに特殊な技能とかノウハウとか、あるいは資格とかは求められていなかったのではないかと。それを市場化するからということで、こういう資格を持った人が何人いなければいけないとか、こういうふうに、えらく、一見すると厳しくなったような形になって、従来やっていたやり方とどんどん乖離してくるような、そういう入札条件の提示になってしまうのではないかと。どうしても安全サイドに立つと、がちりやりたいので、その辺が従来のやり方と比べて煩瑣なものになって、それが複数応札を阻害している要因に実はなっていないかというような感じがします。

一方、原子力のほうなんですけど、1点懸念があって、これは、例えば原子力の研究業務が高度になっていけばなっていくほど、全体のコンピューターシステムのありようが高度になるとか運営が高度になるとか、セキュリティが高度になるとかという並走関係にあるとすると、これはいろんな人に応札してくださいみたいことをそう気楽には言えなくて、研究がどういう状態にあり、これがどう今後高度化していくか、それにつれてシステムの運営とかメンテナンスとかセキュリティというものがどうあるのかと、ある程度一緒

になって考えていかないと、結果においてきちんとしたメンテナンスができないみたいなように思われるシステムだとすると、もともとこれは複数の先に応札してくれというほうが無理な面があるんじゃないか。そうだとすると、ここはむしろ、そういう状況があるとすれば、そんな無理をしないほうがいいのではないかと。結論として僕は違和感があるわけではありません。

○稲生委員長 いかがでしょうか。では、事務局からお願いします。

○栗原参事官 ありがとうございます。専門性につきましては、いつも非常に難しい観点でございますので、小委員会でも詳しくご審議をいただいているところでございます。1点目の防衛省の市ヶ谷地区につきましては、資格等の観点ということで、この点は、今回も引き続き入札が行われますので、その結果も踏まえまして、参入要件の阻害になっていないか、あるいは一方でサービスに十分資するようになっていくかといった観点も総合的に勘案して、的確にご審議いただき、評価していただく必要があるかというふうに思います。

2点目のシステム案件でございますけれども、これは他の、監理委員会の中でもシステム案件がたくさんございますけれども、本件は特に大型計算機システムという、かなり、それらと比べても専門性が高いと言われている部分がございますので、そういった部分は他の部分とは分離して出していくほうが、より競争に基づく市場化テストができるのではないかとご審議をいただきまして、このような形になっている次第でございます。

○稲生委員長 よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定によりまして附議されておりました実施要項（案）2件でございますけれども、監理委員会として異存はないということにいたしましたと思います。

続きまして、議事次第3の契約変更（案）について、1件のご審議をいただきたいと存じます。契約変更（案）につきましては、事業主体からの説明に基づいて、入札監理小委員会で審議を行いました。

それでは、「日本年金機構／国民年金保険料収納事業に係る民間競争入札実施要項及び業務委託契約の変更について」、尾花主査より、ご説明をお願いしたいと思います。

○尾花委員 それでは、ご説明申し上げます。資料3-1をごらんください。日本年金機構の国民年金保険料収納事業についての契約変更の事案でございます。

裏面をまずごらんください。参考条文がございます。契約変更に関しましては、第21条におきまして、2行目、やむを得ない事由がある場合のみ契約変更が許されております。本件は、当委員会において、やむを得ない事由があったかどうかのご審議をお願いしたい次第でございます。

本件の経緯について、資料3-1の表面をごらんください。平成29年7月12日に、奈良県において民間委託事業者の訪問員が詐欺罪の容疑で逮捕されたことを受けまして、まずは、その民間事業者の訪問員による納付受託業務を当面中止することといたしております。

この納付受託業務というのは、訪問員が年金の納付を督促する際に、国民のほうから年金の納付の委託を受けた場合には、納付を受託するという業務でございます。したがって、国民と民間委託事業者の訪問員の間にお金の受領という事象が起きてしまうという業務でございました。

詐欺罪で逮捕されたことを受けまして、年金機構さんにおいては、全ての民間委託事業者について、収納に関する会計帳簿の管理や訪問員の管理体制について立ち入り検査を行って、類似の事案が発生していないことを確認されています。そしてさらに、このような事案が二度と起きないような再発防止策の策定はできないか、模倣犯の防止ができないかということを検討していただいた結果、やはりそのような防止策を効率よく行うことは無理だろうと判断されて、納付受託業務の部分を契約の内容から削除したいというようなご提案を受けております。これについて、先ほど申しましたとおり、やむを得ない事由なのだろうかというところの審議を小委員会ではいたしております。

裏面をごらんください。事件の再発防止策として、例えば複数名の訪問員による収納を必須としてはどうだろうかというようなことも検討されたようですが、そのようなことをすると人員の確保や費用面において非合理的であり、実現困難であろうというようなご判断をされています。また、納付受託事業を再開するに当たって、また国民年金保険料の名目で金員を詐取する事件が発生する懸念があって、このような事件の発生を防ぐためには、やはり納付受託業務の再開はできないであろうというのが年金機構さんの判断でございます。

それでは、このような業務を契約の中から削除した場合の影響について、また年金機構さんのほうは検討されております。資料3-2の2ページ、契約変更による事業への影響の部分をごらんください。

委託費及び達成目標等が、この事業の削除によって影響を受けないかというようなことを検討されておりますが、3ページ目の上から3分の1ぐらい、「なお」のところなのですが、納付受託業務の実績は、戸別訪問の実施件数が約669万件のうち4,400件、非常にわずかな件数にとどまっております。さらに達成目標との関連でいきますと、真ん中ぐらいなのですが、納付月数への影響については、例えば平成28年の督促納付月数が約1,887万月に対して、受託を受けたものは8,000月と、非常に限定的になっております。それによりまして、その業務を削除したとしても、委託費及び達成目標に影響を与えるものではないというご判断をされています。

さらに、(2)お客様への影響ということで、民間事業者が受託納付という業務をしないことによってお客様に不便を与えているのかということについても検討いただいており、これについては、平成16年からコンビニエンスストアにおける納付も始まっており、18年からクレジットカードによる納付も始まっていて、本件の事件以降、納付受託業務をやめておりますが、お客様からの苦情も発生していないということから、小委員会のほうでも、年金機構さんのご説明を受け、やむを得ない変更だろうという判断をした次第でございます。

す。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○井熊委員長代理 これは、こういう問題が起こってしまったので、それを省くのはやむを得ない、続けるわけにはいかないだろうなということで思うんですけど、省いた分どうするのかということと、将来的にもう少し、こういう金銭の授受に関して専門性の高いとか、モラルの高い業者に切りかえていくとか、何かそういう、もう公共側として取り込んでいってしまうのか、違う形で民間に新しい委託を考えるのか、今後の進め方というのはどうなるのかというのを教えていただければと思います。

○事務局 事務局からお答えいたします。今回の機構の回答としましては、現時点において、この再発防止策について検討した結果、困難であるというふうに聞いておまして、今現時点ではというところなので、いつ、行く行く再開するめどが立っているとかというところについては確認をしていないところではあるんですけども、もし再開する場合においては実施要項等での評価基準の中で、不正を防止するための創意工夫というのを評価の中に明確に入れることによって、何らかのそういった再発防止策を事業者側に求めるということ、再開する場合においては考えているというところまで確認しておりますが、今現時点においては再開のほうはしないというところで回答を受けているところでございます。

○稲生委員長 そのほか。

はい、お願いします。

○石堂委員 これは3ページ(2)のお客様への影響のすぐ上の「また」のところ、これを廃止しても、その他の方法による納付機会が確保されていると、「いる」というふうに言い切ってしまうんですが、その納付の別の機会というのは、おそらく「お客様への影響」のところにあるコンビニエンスストアにおける納付の周知とかというものを言っているんだろうと思うんですね。そうすると、これで方法は確保されていると言い切ってしまうといいのかなという感じをちょっと受けるんです。それで、お客様に対して、この直接受けるほうはやめました、そのかわりにこういう方法に従ってくださいというお客様へのご案内というのは周知されているのかどうかはちょっと確認しておきたいと思うんですけども。

○稲生委員長 事務局、いかがでしょうか。

○事務局 こちらも事務局からお答えいたします。今回の戸別訪問による収納の中止については、機構のホームページにおいても掲載しているところでありますし、また、この受託事業者のほう、納付の督促をする際に文書で案内をしているんですけども、そちらの中にも、そういった形での納付受託業務については廃止することになったというような形の周知のほうはしていくという話でございます。

○石堂委員 その他の方法のほうの周知です。

○事務局 その他の方法の周知ですね。言い切っているというところですので、こちらについては、ここまで言い切っているのかどうかという部分については、一度ちょっと機構のほうに確認を求めた上で、また委員の先生方にご報告は差し上げたいというふうに考えております。

○石堂委員 これは全体として見れば非常に小さいといいながら、多分、お金を納める側も、来た人に直接これまで渡してきたとなれば、それが便利だったと思っている人もいると思うんですね。ですから、それをこちらでやめますといったときには、そのかわりには、今までと、あまり手数のかわらないこういう方法がありますので、そちらをご利用くださいという周知が必要だろうなということです。

○事務局 かしこまりました。

○稲生委員長 おそらくコンビニエンスストアとクレジットカードは、確かに便利にはなっているんだけど、都市部で言えることでありまして、地方部というか山間部になると、おそらく両方とも難しかったりとか、あるいはもともとクレジットカードを使っておられない方もいらっしゃると思いますので、その点はやはりきめ細かく検討いただきたい。もちろん当面の中止ということはいたし方ない部分もあるとは思いますが、では今後どうするのかということについては、やはり前向きというか、前広にご検討いただきたいというふうには思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、公共サービス改革法第21条第2項の規定によりまして附議されました契約変更（案）については、監理委員会としては、当面はこの措置でいくということについて異存はないというふうにいたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、「農林水産省／近畿中国森林管理局山口森林管理事務所における民間競争入札の入札結果等について」は、事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

○栗原参事官 資料4-1でご報告いたします。

農林水産省の国有林の間伐等事業でございます。趣旨は、2度の入札で不落になりましたので、不落随契に移行する旨をご報告するものでございます。

1、入札の結果でございますが、本年2月の監理委員会のご審議に基づきまして、全国の森林管理局23カ所を対象に入札を実施いたしまして、22カ所は通常の入札落札でございましたけれども、1カ所につきましては初回不落ということで、再度の入札においても不落ということで、不調になったものでございます。

2、林野庁の報告でございますが、入札したのが1者でございましたので、その者にヒアリングをしたという結果が記載されております。1つは、複数年度の業務になるわけでございますが、冬の期間の作業が難しくなるということを想定して、短期間の間により多くの作業人員を見込んでいたということが1点ございます。また、現地につきまして岩石地が多いということを見込んで、より多くのコストを見込んでしまったということから不

落になったということでございます。

小委員会のご審議の結果でございますが、当該箇所につきましては再度公告による入札参加者と随意契約を締結し、早期に実施することを了承するものでございます。また、今回の入札結果を踏まえて、公告期間の前倒しや公告から入札までの期間の短縮について、本年度実施箇所の状況の把握及び分析とあわせて、次期実施要項等の策定に向け検討していく等を確認していただいたところでございます。

以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま報告いただきました内容について、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○石堂委員 これは私の小委員会でやったものなので、ちょっと気になるんですけども、2の②にありますように、調整を図った結果、予定価格の範囲内で実施要項等と同様の条件で事業を実施できるということで、結論のほうに書いてあるように、公告までの期間の短縮とか、そういうことでやったわけではないんですよ。要するに同条件でよかったということですから、これは小委員会で論議の中心も、もっと情報を提供して、親切に説明すればよかったんだと、そうすれば入札段階で落札できたはずだというのが結論だったので、そこを、この3のところちょっと書いていただかないとまずいかなと。より適切な情報提供によって克服できた案件だということを書いた上で、もちろんこの公告の前倒しとか何とかというのはいつも出てくる話ですが、これを今後検討するのは何ら問題ないと思いますけれども、ポイントは、情報提供がしっかりしていれば不落随契まで行かなくてよかったはずだというのが結論だったような気がしますので、そこをちょっと書き込んでいただきたいと思います。

○稲生委員長 事務局から、いかがでしょうか。

○栗原参事官 おっしゃるとおりでございますので、情報提供につきまして追記させていただきたいと思います。

○稲生委員長 このほかにご質問、ご意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、監理委員会として、先ほどの情報提供に関する文言を追加した上で、異存はないということにいたしたいというふうに思います。

続きまして、議事次第5の「第14回地方公共サービス小委員会中間報告について」は、事務局よりご報告をお願いしたいと思います。

○池田参事官 それでは、事務局よりご報告させていただきます。

第14回地方公共サービス小委員会におきましては、8月29日、北川主査、野口副主査のもと、荒川、石川、石津、辻、各専門委員の先生方ご出席のもと開催されたところでございます。内容につきましてはこれよりご報告申し上げますけれども、一言で申し上げますならば、現在までの状況、それから、12月に予定しております次の地方小委員会に向けまして私ども事務局のほうで進めます作業につきましてご説明し、ご了承いただいたところです。北川主査のお許しをいただきまして、私よりご報告をさせていただきます。

議題でございます。4点挙げてございますけれども、個別に、審議を通じて確認された事項に基づきご説明させていただきます。

まず、標準委託仕様書等の改訂方針及びモデル自治体の試行結果でございます。標準委託仕様書等につきましては、昨年12月、地方小委で作成の上、監理委員会に報告されたものでございまして、ガイドライン、仕様書、手順書案等でございます。これにつきましては昨年12月以降、モデル自治体のご意見を伺いながら、私ども事務局のほうで各府省と協議を進めながら作業を進めているところでございます。中でも本年5月、モデル自治体に対しましてアンケートをお願いし、既に試行を行われている自治体においては試行の結果、モデル自治体の中でまだ試行を行われていない自治体についても率直なご意見を伺いました。それを踏まえまして私どものほうで取りまとめ、各府省と協議を進め、12月の小委員会に向けて作業を行っているところでございます。そのような現在の状況及び方針、モデル自治体の状況についてご報告し、ご了承をいただいたところでございます。

2つ目の黒丸でございます。平成29年度経済財政運営と改革の基本方針におきまして、今申し上げました標準委託仕様書等の取り組みについて高い評価がなされました。現在、国民健康保険、住民票、戸籍等について取り組んでいるところですが、分野についてはさらに取り組みを拡充すべきであるということが位置づけられました。そのことについてご報告するとともに、今、事務局のほうで、どのような形で拡充を進めたらよいかということについて検討させていただいていることを申し上げたところでございます。それについてもご了解賜ったところでございます。

3番目の黒丸でございます。これは昨年度、28年度の骨太でございますけれども、自治体の歳出削減効果をはかる簡便なツールを提供することと定められております。これにつきまして現在のところ、私どものほうでは、民間委託を行っている自治体ごとに、例えば人口ですとか面積ですとか、そういった基礎的な情報、それから、そういった自治体が、どのような業務について、幾らぐらいで、どんな人員で、民間委託を行っているかという情報を集めたデータシート、データベースのようなものでございますけれども、それを作っていること、それから、具体的な委託事例についても取りまとめていること、民間委託の効果について測定している自治体がございますので、それについても集めていること、さらに、実際にどのような形で民間委託の費用が変化しているのか、財政効果が上がっているのかということについても分析を進めているということをご説明させていただいたところでございます。

それから、包括民間委託の関係、窓口業務とあわせて、例えば庶務業務ですとか庁舎管理ですとかいう業務を委託している自治体についても現在調査を進めていることをご説明させていただいたところでございます。

各委員からいただきました主な意見について、3点だけ書かせていただいております。まず1つ、標準委託仕様書等についてでございますけれども、国が窓口業務の民間委託に関しまして標準例を示すことによって論点や問題点が整理されれば、大変自治体側の役に

立つという励ましのお言葉を頂戴いたしました。

2つ目、今申し上げました民間委託を行っている自治体に対するアンケート結果等を使ったデータシートについては、各自治体にとって、実際に民間委託を検討する際に大変役に立つので、これもしっかりとやって欲しいという言葉いただきました。

歳出削減効果の分析でございますけれども、これは委託内容が自治体ごとに異なっている等、課題が大変多くございます。ただ、難しいけれども、自治体の助けになるので取り組んで欲しい、正確性を追求すると簡便なものとならないということがございますので、むしろ、視点を絞るとかタイプ分けするとかの方法が必要ではないか、適当ではないかというアドバイスをいただいたところでございます。

今後に向けてでございますが、次回地方小委員会は12月に開催をお願いしております。その際にご議論をいただくために私ども事務局としても精いっぱい準備させていただきたいと思っております。米印の注でつけさせていただいておりますけれども、改革工程表では、ご覧のような、なかなか厳しいご日程をいただいておりますので、私どものほうで精いっぱい作業を進めさせていただいて、審議に貢献したいと思っております。

以上、ご報告させていただきます。

○稲生委員長 ありがとうございます。この件につきましては中間報告ということでございまして、また次の委員会に向けて作業を続けていただくということになるかと思えます。事務局におきましては、引き続き地方公共サービス小委員会の審議が円滑に進むように作業をお願いしたいというふうに思っております。

それでは続きまして、議題6でございますけれども、こちらは非公開での審議というふうになりますので、傍聴の方はご退席をお願いしたいと存じます。

(傍聴者退室)

(中略)

それでは最後に、議題7でございますが、再度、公開での審議となりますので、傍聴の方がいらっしゃれば、入室するまでお待ちいただきたいと思います。

(傍聴者入室)

○稲生委員長 それでは最後に、議事次第7の「事業者ヒアリングについて」、ご審議をお願いしたいと思います。ご準備が終わりましたら、始めていただければと思います。よろしく願いいたします。

○清水谷企画官 では、今日の委員会の冒頭に事務局長からご説明させていただきましたけれども、今年度から事業者ヒアリングを強化するというところで、その一環として、前回監理委員会でもシンクタンクからヒアリングということでありましたけれども、今回はもう少し具体的な技術ということで、セコム株式会社様から、ドローンによる巡回警備とい

う具体的な技術のお話と、それから民間の創意工夫を促すための仕組みについてお話しただきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○セコム セコム株式会社企画部の長谷川と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

私から、セコムの警備事業と民間の創意工夫を促す仕組みというタイトルで、機会をいただきましたので、お話を申し上げたいと思えます。

まず簡単に、会社の概要をご説明、ご紹介させていただきます。セコム株式会社は1962年の7月7日、今から55年前に日本初の警備会社として産声を上げました。現在、グループ会社数は198社、グループ社員全体で、全世界合わせまして5万8,000人強、グローバル21の国と地域に進出しておりまして、売上高が9,280億円、経常利益が1,470億円といった規模になっております。セキュリティーの契約件数は、国内223万件、海外80万件で、合計304万件という規模になっております。ちなみに、1962年の時点では、警備会社というのは私ども1社からスタートしたわけですけれども、現在警備会社数というのがどのぐらいあるかということは、ご想像つきますでしょうか。実は警備会社というのは現在約9,000社、日本にございます。55年前には1社から始まった警備会社、警備業界が、今は約9,000社、警備員の総数でいいますと約54万人強といった規模の、一大産業になっております。

私どもは、その中で、セキュリティーからスタートしたわけですけれども、その後、メディカル事業ですとか地理情報サービス事業、情報系事業など、7つの事業セグメントで、いずれも安心安全ということをキーワードに展開してきておりまして、現在ではそれを有機的に組み合わせまして、セキュリティー、それから超高齢社会、災害・BCP・環境という3つのサービス領域に対してさまざまなサービスを提供してきております。ここから先は、その中のセキュリティーの部分について主にご紹介したいと思っております。

セキュリティーの分野だけを取り出しますと、警備業界全体で申しますと、先ほどの約9,000社、全国警備業協会の調査対象として8,758社と書いてありますが、この総売上が3兆4,200億円でございますけれども、その中の約15%、4,928億円、これは警備の部分、セキュリティーサービス部分だけですが、それがセコムです。あと2社を合わせた大手3社で4分の1の売り上げを占めるという、そういった業界の構造になっております。

私どもセコムの中で今主力になっております機械警備というサービスについて、簡単にご紹介します。まず、お客様の物件、右上ですけれども、そこにセンサーを取りつけます。そして何かあったら、その異常をセンサーで検知をしまして、通信回線を通じて、コントロールセンターと呼ばれる左上のところに送信をします。コントロールセンターでお客様の物件で何が起きているかを正確に把握して、お客様の建物の最寄りにある出動拠点、全国2,700カ所ございますけれども、その警備員に対して、出動の指示を出す。そうすると、警備員がお客様のところに速やかに駆けつける、こういったモデルになっております。これは創業から4年後、1966年に開始した日本初のビジネスモデルですが、今ではこれが主力になっているということでございます。

このモデルの中で考え方として大事にしておりますのが、人間の力を技術の力で増幅するという点でございます。先ほどセコムのセキュリティー契約件数、国内223万件ということをお知らせしましたが、もしこれを機械警備というモデルではなく、全て人で賄っていたとしたら、1件につき警備員が、例えば24時間常に1人を配置すると考えたときに、3交代で配置したとしますと、それだけで3人。それから、休日も当然ありますし、夏休みをとったりするという点もございまして、それを含めると1カ所当たり約5人ぐらい必要ということになって、223万件の契約を賄おうとすると、それだけでも1,100万人警備員が必要ではないかという、架空の話ですけど、そういったことになってしまいます。ですけれども、異常監視ですとか情報の伝達、管理といった部分を技術の力を使って機械に置きかえる、そして人間は判断力、機動力、処置力というような、人間にしかできないことに注力するという、こういったモデルをつくったことによって、現在223万件、その中で6,000万個ほどセンサーがあるわけですけども、そういったセンサーからの異常信号を常にセンシング技術で検知をし、そして通信技術、情報処理技術を使ってコントロールセンターに送り、そこで判断をし、警備員が駆けつけるという、こういったモデルができておまして、現在、非常に大まかな数字ですけども、約1万人ぐらいの警備員がこのサービスを賄っています。言ってみれば、1,000万人警備員が必要だったところを、技術の力を使うことによって1万人で回していると、技術の力を使うことによって人の力を1,000倍に増幅したんだということが言えるのではないかなと思います。

それから、社会の困り事をいち早く捉えてサービスを創造していくということにも取り組んでまいりました。1982年には、家庭用のセキュリティーシステムのオプションとして、在宅時に体調に異変を感じたときに、すぐに救急通報できるセコムマイドクターという救急通報システムを日本で最初に発売しました。それから、在宅時だけではなくて、外出時にも何かあったときにはすぐに駆けつけてほしい、サポートしてほしいというご要望にお応えするために、セコムマイドクタープラスというようなサービスを開始しました。これはそれぞれ、ペンダント型あるいは携帯電話型のデバイスになっておまして、ボタンをぎゅっと握る、あるいはストラップを引っ張ることによって、すぐにセコムに通報することができます。ですけれども、これはあくまでもユーザーの操作というのがそのトリガーになります。ですので、今年ですけれども、セコムマイドクターウオッチというものをしました。やはり意識を失ってしまったときには、もう操作はできないわけなので、そういったときでもお救いできる命を助けたいという、そういったご要望にお応えして、加速度センサーを内蔵しておまして、転倒して意識を失ったとき、それから就寝中に長時間全く動きがない状態が続いたら自動通報するという機能をつけた、こういったリストバンド型のデバイスを発売しました。こういった、ほんとうに必要なことは何かということから考えていくという文化がセコムという会社の中に根づいているなというふうにお感じしております。

それから、AEDなどは、セコムの中の話だけではなくて、規制、制度の改定と密接に

かかわってきております。2004年に初めてこのAEDを販売開始したわけですが、それまでは一般でこのAEDというのを使うことはできませんでした。ですが、解禁されると同時に、私どもは機器を世の中に提供するというのを始めました。ですが、機械だけがあっても、置かれている機械がいつでも使えなければ仕方ないだろうと、それから消耗品がなくなっていたり期限が切れたりしたらだめだろうということで、やはりこれはレンタルで提供すべきだということでレンタルパッケージサービスを、それから機械の故障というのがいつでもわかるように、オンライン管理サービス。それから、機械だけあっても、きちんと使える人がいなければだめだろうということで、スキルアップサービスというものをどんどん付加しながら、提供する体制を整えてきました。

こういった流れの中で、一番最近の事例としまして、ドローンによる巡回警備というのをご紹介したいと思います。民間防犯用として日本で初めて、ドローンがお客様の敷地内を自律で飛行し——操縦者はいません。自律で飛行して、不審者、不審車両に接近して特徴を記録すると、こういうサービスを2015年12月、改正航空法施行の翌日からスタートさせました。これも実際に開始しているサービスで、実証実験ではございませんで、実際のサービスとして、もうスタートしております。それから、これをさらに発展させまして、2017年の4月から、お客様の敷地内の決められた場所を定期的に自律飛行し、映像で巡回監視をするというサービスもスタートさせました。ここは今、実証実験というフェーズでございます。こういったドローンを活用することによって、屋上のような、人間が見て回るのでは危険な場所というのを見られますし、地上の固定カメラに比べて死角が少ない。それから、人による巡回の一部をこれで代替することによって、警備員の負担軽減、コストの低減ということにもつながる可能性がある。まだまだ近年のドローンの技術は、進化しているところではございますけれども、そういった新しい技術を使って人の対処力を補う警備を実現していくという新たな挑戦をしております。

こちらにございますのが、そのセコムドローンの実機でございます。順番にお返ししますので。この場では実際には飛びませんが、重さも実感していただければと思います。

実際に飛行している様子を動画で用意してまいりました。これはセコムが2007年から、代表企業として運営にかかわってまいりました日本初のPFIの刑務所、山口県的美祢社会復帰促進センターというところで今運用しているものでございます。

○セコム（動画ナレーション） セコムは、2015年12月に、世界初の民間防犯用小型飛行監視ロボット、セコムドローンを活用した侵入検知サービスの提供を開始しました。このたび、セコムドローンを活用した新サービス、巡回監視サービスを提供するに当たり、山口県美祢市にある美祢社会復帰促進センターで実証実験を開始しました。セコムドローン巡回監視サービスは、ご契約先の敷地内で事前設定した場所の状況を、セコムドローンが自律飛行で定期的に確認するサービスです。

美祢社会復帰促進センターは、日本で初めて、民間手法を活用し、PFI方式による官

民協働で設立した刑務所で、セコムを中心とする民間企業が運営に参加しています。それでは、実証実験の様相をごらんください。

セコムドローンは、ドローンポートから発進し、自律飛行で巡回を開始します。セコムドローンは高い位置を飛行しながら撮影しますので、このように広い範囲を巡回監視できます。人による巡回では確認が困難で死角になりやすい高い場所、建物と建物の間もしっかりと監視できます。建物の出入り口や、遠く離れたフェンス周辺など重要なポイントでは、空中で停止しながら撮影を続けます。衛星からの高精度な位置情報取得とセンサーの働きで、安全で安定した自律飛行を行います。雨天時でも飛行が可能です。セコムドローンが撮影した映像は、中央警備室のモニター画面でリアルタイムに確認することができます。撮影した映像は録画されていますので、後から確認することもできます。そして、セコムドローンは、巡回監視を終えると自動でドローンポートに安全に帰還し、次の発進に備え、自動充電を開始するのです。このように、セコムドローン巡回監視サービスは、高度なセンシング技術と安全技術の活用で、発進、飛行、監視、撮影、映像伝送、帰還、充電の全てを安全に、完全自律で行います。

安全・安心で、快適・便利な社会の実現を目指すセコムは、これからも最先端技術をもとに、社会の課題解決につながる新たなサービスを提供してまいります。

○セコム ちょっと余談になりますけれども、弊社の研究開発部門が東京都の三鷹市にございます。委員の皆様におかれましては、事前にご要請いただければセコムドローンも含め個別にご見学いただくことも可能でございますので、もしご興味がありましたら、お声かけください。

話は戻りまして、少し全体の話になりますけれども、私どもの立場から、民間の創意工夫を促すための仕組みということについてお話しさせていただきたいと思っております。

やはり最も重要なことというふうに我々考えておりますのは、求めるサービスを細かく仕様規定で示すのではなくて、より上位の視点で、ほんとうに必要なことというのを示させていただきたいということでございます。そうしますと、民間の創意工夫を生かした正の循環というのが働くようになるのではないかと考えております。まず最初に、ほんとうに必要なことを示す、そうすると、民間企業の立場としては、技術力、サービス力、オペレーションなども含めて、その要求されていることを達成しようというふうに一生懸命努力をすることになります。そうすると、高品質かつ効率のいい新しいサービスの提供につながりますし、それが行く行くは新たなニーズの創出、発掘ということにもつながってくるのではないかとこのように思っております。

1つ、具体的な例としまして、私どもは大規模マラソン大会の警備の一部を担当しております。これは、もちろん全体の警備は警察ですとか、それから主催者様が中心になって行うわけなんですけれども、その主催者と共同で、都市の大規模のマラソン大会の安全な運営というのをサポートするさまざまなアイデアを一緒に考え、そして実現してまいりました。マラソンというのはコースが42.195キロありますし、観客もたくさんいらっしゃる、

ランナーもたくさんいらっしゃるという中で、安全な大会を実現するというのは非常に難しい、我々にとっても難しい課題です。そんな中でボストンのマラソンのテロなどもございました。そういうことがあって我々に声がかかって、スタートしたものでございます。

その中で、去年は仮設監視カメラですとか、警備員がつけたウェアラブルカメラ、それからさまざまなスタッフが送ってくる不審者情報、それから画像の認識技術、空からの監視ということでセコム気球というものを入れたり、こういったさまざまなアイテムを使って、なおかつそれをマラソン大会の統合監視センターというところに集約をして適切に判断し、スタッフの方や、それから現場にいる警備員ですとか、あるいは警察の方ですとか、そうした方々に展開するという仕組みを回してまいりました。ここは、やはり技術だけ、カメラだけとか、スマートフォンだけとか、そういうことではなくて、その技術を使って、それと警備員、スタッフの方や、そういったオペレーションを担う人と一体になって安全を実現することが鍵でございます。これは例えが極端ですけれども、伝統的な入札仕様、カメラ何台設置してくださいとか、常駐警備員を何人、何ポスト置いてくださいとか、そういった要求だけが来たのでは絶対に実現できないサービスです。

こちらが最後になりますけれども、私どもが考える民間の創意工夫を促す仕組みとして、施設整備、施設警備について着目をしますと、今まだまだ、施設の整備と維持管理、運営というのが別々の入札になっているケースが多いかなというふうに感じております。やはりセキュリティーの機器というのが、建物を建てるときに、その建物、箱物ですけれども、その一部として入札の対象になっていて、施設整備の会社が担うと。一方で、その後オペレーションのところというのは、警備を担う我々のような会社が担う形式になることがままあります。そうすると、警備を担う企業としては、仕様上は、もう工夫の余地がなくて、ほぼ決まった形で対応していくということにならざるを得ないと思います。最新の技術を活用して警備を効果的に実施していくためには、本来は、セキュリティーの機器そのものをどういうふうに配置するか、それから、そのときに機器の配置だけではなくて、人がどういうふうに動くのか、オペレーションをどういうふうに回すのかということをとータルに、サービスという目線で考えることが必須ではないかと思っております。ですので、セキュリティー機器についてはあらかじめ公共体、自治体ですとか国ですとかいったところが整備をするので、あとはその機器を使って人的警備のみお願いしますという形では、なかなか難しいかなと、価格のみの入札になりがちだというふうに思います。

警備の中での機器というのもどんどん進化して、技術も進歩しています。そうすると、警備のサービスを担う事業者みずからが、使用するセキュリティー機器の構造や機能を熟知した上でプランニングをどういうふうに進めるか、というように機器設置・整備に責任を持つことと、それから、設置したセキュリティー機器によって異常情報を感知した場合に対応する緊急対処員をどういうふうにオペレーションするのかとか、教育訓練するのかとか、そういったセキュリティーシステム全体について責任を持つということを一体的に行ってこそ、本来必要な、適切な警備体制というのが実現できるのではないかなと思っ

おります。

簡単に図で示した左のような感じですがけれども、今は発注者から施設整備部分と、それから維持管理、セキュリティーも維持管理の一部に入ることが多いですがけれども、それが別々に出ている。最後にそれは結局はオペレーションとしては一緒に回さなければいけないんですが、最初の時点からそれが分かっていると、なかなかそれが難しい。ですがけれども、このセキュリティーの機器とオペレーションの部分を一体として提供することができれば、さまざまな工夫の余地が出てくるのではないかと思います。今、もう一部ではそういった入札が出ている例というのがございまして、我々としてもさまざまな工夫をしながら応募することを進めております。

今、モノからコトみたいなことがよく言われておりますけれども、入札についても、モノとしての、箱物としての入札から、コト、より長期にわたってオペレーションするという意味での「コト」の部分に着目した入札というような方式になると、より創意工夫が発揮できるのではないかとというふうに私としては考えております。

以上でございます。(拍手)

○稲生委員長 大変貴重なお話をいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、今お話しいただきました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

○尾花委員 ご説明いただきありがとうございます。最後の、民間の創意工夫を促すための仕組みとしてのセキュリティー機器とオペレーションの同時発注ということですが、そういった発注を行う場合に、期間としては、民間事業者としては最低何年ぐらい受注期間を持ちたいとお考えになるのでしょうか。

○セコム 準備の期間という意味でしょうか、それとも受注をしてからオペレーションする期間、どちらでしょうか

○尾花委員 準備の期間、及びその後、採算も含めて、最低何年ぐらいは受注したいのかという点、お願いいたします。

○セコム そうですね、規模にもよりますので、なかなか一概にお答えは難しいんですが、複雑なものであればあるほど準備の期間というのは、我々としては使いたいなと思っております。それから、できることならば、その目的、これで目的が達成できるのかということをやりとらせていただくという時間も欲しいと思います。あるとベストだと思います。そうですね、小規模な施設であれば大体半年とか、それから少し大規模な開発ですと1年とか1年半、2年以上かかるものも、今まで事例としてはございます。

それから、オペレーション、一度それを入札してから我々がそのオペレーションにかかる期間ですがけれども、やはりその形式で我々が新しい技術を導入していく場合には、それ相応の投資もしますので、5年ぐらいあると理想的かなと思っております。もちろんPFIのように、もっとさらに長い期間一括してというものもございましてけれども、それは全体の中では例外的なものと考えますと、一般的な施設の入札でいうと、5年ぐらい担当さ

せていただけるといいのではないかと考えております。

○尾花委員 ありがとうございます。

○井熊委員長代理 よろしいですか。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○井熊委員長代理 大変興味深いご説明、ありがとうございました。先ほどの美祢のドローンなんですけど、2つ質問があって、あれは実証ではなくて、もう実際のセコムさんの警備の業務として使われているのかということと、あと、美祢の事業が始まったのはもう10年ぐらい前なので、そのときには多分ドローンによる監視というのはセコムさんの提案の中にもなかったと思うんですね。そうすると、もし今それが使えるとすると、当時の、こういうふうに警備をしますよというスペックを変えたことになりますよね。そののところというのは、もし実業務に使っているとしたら、円滑に業務スペックを変えられたのかどうかということ。

○セコム まず、今まだ実証実験というフェーズです。ただ、実証実験も4月から開始しております、大分もう運用は、現地の警備員も含めてなれてきておりましたので、近いうちに実用のフェーズに移りたいというふうに思っております。

それともう一つ、過去にそういった提案があった、そのPFIを始めたときからオペレーションを変えたのかということでございますけれども、今のところ変えていません。ですので、人が回るという決めになっております。ですので、あくまでもドローンは実証実験、付加的に使用しているということですので、そこでコストを減らすというような、人の負担を減らすというようなところには直接のメリットは出ておりません。ですけれども、これは新しい技術でもございますので、こういったことをまず使わせていただける場があるということだけでも我々にとってありがたいことで、そういう中で実績を積みながら、ほんとうに効果があるんだという実績を積みながら、次の機会には何らかの、オペレーションの改定とか、また別の案件があったときに、こういったドローンの警備というものを最初から仕様に盛り込む、今回のことを実績にしてですね。そういったところにつなげていきたいと考えています。

○井熊委員長代理 このセンサーとか、こういうドローンによる監視とかの技術というのは日進月歩なので、新しい技術が入って監視のレベルが同等だったら、どんどん新しい技術に変えられるというふうにするのが当たり前かなと思うんですけど、やはりそのところというのはなかなか、公的な契約だと難しい部分があるんですかね。

○セコム そうですね、一度決まってしまうと、その条件で続けなければいけないということはありますので、難しい面はあると思います。それと、新しい技術が生まれたときに、過去にやってきたことを完全にそれで置きかえるということは実はあまりなくて、例えばドローンの巡回を考えても、人が巡回をするときにはもちろん、画像というか、目で見て異常がないかを確認するということもします。ですけれども、それ以外に、例えば鍵が閉まっているかどうかを手で確認するだとか、異常な音がしないかとか、においはどうかと

か、人間でなければできないようなことというのもたくさんしているわけです。そうすると、それが全部、今ドローンで置きかえられるかという、そういうことはなくて、あくまでも今のドローンだとカメラ、行く行くは音ぐらいはとれるかもしれませんが、カメラの映像を見るぐらいです。ですが、その部分だけでも置きかえられれば、一定の負担の軽減の効果はあるわけです。ですけれども全部置きかえることにはならないので、そこは、もともと決まっていた要件というのを、画像による監視をこれぐらいやればいいよと、それ以外の人が果たしてきた役割というのは、頻度は減らしてもいいけれども、人が引き続きやるよというように、もともとの要件を分解していくということも必要ではないかなと思っています。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。

○石堂委員 非常に興味深いご提案だと思いますし、セコムさんとしてセキュリティー全体を、極端に言うと任せてほしいという感じは非常によく理解できるんですけども、私も別に役所の立場を代弁する立場にもないんですけども、役所としては、セキュリティーを含めて全体を自分たちが掌握するというか、管理していくんだという視点がやはりあるんだと思うんですね。ですから、役所が細かな仕様を示して、その先は民間でやってくれというのに対する抵抗が若干あると思うんですけども、その仕様を示すことが官の側としては、それを通じて全体を自分たちが見られるという側面があるのではないかなという感じがするんです。ただ、セコムさんが、例えば大企業の、巨大な組織なり何なりの中におけるセキュリティーを任せてもらっている事例があるとすれば、そこで官の側が、自分たちが管理するためにここは押さえておかななくてはということが、実はそんなに不安なことではないんだということを説明しないと、なかなか官のほうは方向転換しづらい部分があるのではないかなという気がするので、そこはいかがでしょうか。

○セコム そうですね、そこは全くおっしゃるとおりではないかと思います。例えば人を何人配置するかカメラを何台つけるとか、そういった伝統的な仕様を決めることで今まで流れているとすると、やはりそこから違う形に変えるというのは抵抗があると思いますし、そういったお気持ち、それを変えたときに、ほんとうに最初と同じ、以上のクオリティーが担保できるのかと言われると、それを定量的に示すということというのはなかなか難しいので、おっしゃるご懸念はそのとおりかなと思います。ですのでそこは、本来必要なことは何なのかということに意識を向けていただける、そういった方とお話をしながら、これだったら大丈夫だねということをお互い納得しながら、どういう形で実現するのかを考えていくということになるのではないかと思います。

我々も、全部任せてほしい、全て丸投げというような意味ではなくて、あくまでも施設の警備ですので、その施設を安全にするという発注をされる自治体なり公共機関なりの方のご意向のもとに我々は動きます。そういう点では好き勝手にやるという感じではないというふうに思います。

○石堂委員 まさしくセキュリティーの分野とそれ以外の分野がどうして調和できていけ

るかというところの説明がポイントになるのではないかなという感じで、そうすると官の側も、任せても自分たちの今までやってきた責任は果たせるんだということがないと、なかなか進みづらいのではないかなという感じです。ありがとうございました。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、セコム様、大変貴重なお話をいただきましてありがとうございました。大変参考になりました。

○セコム どうもありがとうございました。(拍手)

○稲生委員長 それでは、引き続きまして、事務局におかれましてヒアリングを進めていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

— 了 —